

豊里線及び米飯線の運賃改定について

1 運賃改定に係る手続

道路運送法の規定に基づき協議運賃により運賃を改定する際には、利用者等の意見を反映させるための措置を講じた上で、独占禁止法への抵触を避けるために、道路運送法第9条第4項に掲げる者※¹で構成される運賃協議分科会※²を、当会議の下に設置し、運賃を決定する。

このため、当該路線の運賃改定については、市ホームページや各地域の利用者への案内等によって、市民や利用者等に運賃改定を周知することとし、これによって得られた意見等を踏まえ、運賃協議分科会における協議を経て運賃を決定し、運行開始1月前までに運行事業者が運輸局へ届け出る。

※1 道路運送法第9条第4項に掲げる者

- ・当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県
- ・当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（事業者ごと）
- ・当該路線等を管轄する地方運輸局長
- ・市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※2 運賃協議分科会

運賃協議分科会は、乗合旅客運送の運賃に関する事項を所掌する当会議の分科会として設置し、旭川市地域公共交通会議の委員から指名する。

2 運賃改定に係るスケジュール

8月上旬：市民や利用者等の意見を反映させるために必要な措置として、市ホームページ等を利用して意見等を照会

8月中旬：運賃協議分科会の開催、運輸局への届出